

## 議案第6号

### 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：建設農林課】

地震等の災害時に多くの家屋で排水設備等が破損し、市町村の指定を受けた排水設備指定工事店自身も被災した場合に、工事を行うことができる指定工事店が不足して復旧が遅れることから、災害復旧を円滑に実施できるよう本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

排水設備等の設計及び工事の施行に係る基準の改正（第8条の改正規定）

災害その他非常の場合において町長が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても、排水設備の新設等の工事を行うことができることとします。

#### 2. 施行期日

公布の日から施行します。